

平成24年6月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

平成24年6月20日水曜日（午前10時開会）

出席議員（16人）

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
7番	田崎一幸
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
10番	朝長敏
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和恵
15番	山口隆
16番	初手安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	道 上 敬 二
書 記	小 林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	山 口 誠 実
企 画 財 政 課 長	山 口 栄 治
税 務 課 長	中 尾 剛
健 康 推 進 課 長	中 辻 徹
会 計 課 長	三 岳 昭
住 民 福 祉 課 長	住 吉 克 己
産 業 振 興 課 長	吉 永 文 典
建 設 課 長	水 谷 末 義
ダ ム 対 策 室 長	辻 孝 治
水 道 課 長	廣 田 洋 一
教 育 次 長	岬 常 春
行 政 係 長	大 川 豊 文

議事日程

- 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度川棚町一般会計補正予算(第6回))
- 日程第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4回))
- 日程第3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第4回))
- 日程第4 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(川棚町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 報告第1号 平成23年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書
について
- 日程第7 報告第2号 平成24年度川棚町介護保険事業特別会計予算の繰越明許
費繰越計算書について
- 日程第8 議案第27号 平成24年度川棚町一般会計補正予算(第1回)
- 日程第9 議案第28号 川棚町課室設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第29号 川棚町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第30号 川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条
例について
- 日程第12 議案第31号 川棚町霊園条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第32号 川棚町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第33号 財産の取得について(消防ポンプ自動車)
- 日程第15 陳情第1号 「〈協同労働の協同組合法〉の速やかな制定を求める意見
書」採択を求める陳情
- 日程第16 陳情第3号 拉致問題の早期解決を求める意見書採択の陳情書

議 長 ご起立願います。おはようございます。

議 長 それでは、これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成23年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 皆様、おはようございます。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由をご説明致します。

今回、専決第1号で専決処分を致しました「平成23年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」の内容についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5千万円を追加を致しまして、歳入歳出予算の総額を63億6,200万円にしたものであります。繰越明許費の補正につきましては、観光費の川棚町観光物産情報パンフレット等作成業務を追加して繰り越すこととしており、その内容は第2表、繰越明許費補正のとおりであります。この補正予算につきましては、平成23年度の年度内に議決をいただく必要がありましたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月30日付け、専決処分第1号におきまして補正を行ったものであります。

そこで、この専決処分につきましては、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めるものであります。詳細につきましては、企画財政課長から説明致しますので、ご審議の上ご承認くださいますよう、よろしくお願い致します。

企画財政課長 それでは、私の方から承認第1号「専決処分の承認を求める事について」の中身であります「平成23年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」の説明を今から致したいと思います。

まず、一つ承認第1号の次のページに掲げております、次のページ、専決第1号、専決処分書は平成24年3月30日に行ったものの鑑でございます。次のページの補正予算第6回の中身につきましては、1条から3条まで掲げておりまして、歳入歳出予算の補正とし、1条で5千万円の追加をいたし、63億6,200万円とするという総額の規定を定めております。その内容について

は、第1表、歳入歳出予算補正によると定めておるところでございます。

繰越明許費、地方債の補正等については、後ほど触れたいと思います。それでは事項別明細書47、48ページから中身について説明をさせていただきます。47、48ページでございます。歳出でございます。

1款1項1目、議会費、これにつきましては職員手当等の減額でございます。23年に改選がありまして、新議員8名の方に6月の期末手当を支給する率が30%となったことからの不用額としての減額補正でございます。続けて説明を致しますが、経常経費の過不足額等については、一部説明を省略する部分があるかと思っております。どうぞよろしく申し上げます。また減額の大部分、増額もですが、決算見込み額での調整額ということをお前提にしておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

2款1項1目、一般管理費でございます。特別旅費を見込み計上しておりましたが、不用額50万円として、減額しております。

10目、財政調整基金は不用額でございます。次のページ。

2款3項1目、戸籍住民基本台帳費、これは財源内訳の変更でございます、手数料の移動による財源内訳の変更でございます。次のページ。

3款1項1目、社会福祉総務費、大部分が減額でありまして、不用額の調整でございます。地域福祉基金費の2万円、右の説明欄になりますが、これについては寄附等ありました関係での増額となっております。

国民健康保険事業費141万9千円の増額につきましては、出産育児一時金分の増額が主なものでございます。次のページに移らせていただきます。

3款2項1目、児童福祉総務費、これにつきましても決算の状況からの減額でございます。次世代育成支援対策事業費の120万5千円は、補助基準の段階の移動により補助額の減額となったものでございます。

2目、児童措置費、これについては各保育所へ交付しております費用の決算額の確定を受け減額となったものでございます。次のページ。

3款3項1目、災害救助費、これにつきましては雑入で触れたいと思いますが、金額の受け入れがありまして財源内訳の変更となっておりますところでございます。次のページ。

4款1項1目、2目、いずれも決算額の確定によるもので減額となっております。次の健康増進費につきましては、財源内訳の変更でございます、県の

補助金の移動によるものでございます。次のページ。

5款1項3目、雇用創出費、これにつきましても3つの事業でそれぞれ支出額が確定しまして、その扶養額の減額となっておるところでございます。これは県からの補助を受けて満額となっており、10分の10の事業となっておるところでございます。

6款1項3目、農業振興費、これにつきましてもそれぞれ決算額が確定し、不用額の減額となっておるところでございます。

4目、畜産業費、家畜防疫対策費は、計上しておりました家畜防疫関係の発症がなく、不用額となったものでございます。

6款2項1目、林業総務費でございます。これにつきましても歳出額の確定による減額となっております。続けていきたいと思っております。

6款3項1目、水産業振興費、ならびに2目、漁港管理費、いずれも不用額、決算額確定による不用額でございます。

7款1項、商工費、2目、3目、いずれも決算額確定による執行残ならびに不用額等でございます。

4目、観光施設整備基金費2千万円の増額でございますが、入湯税及び観光事業収入を踏まえたところでの、今後の事業に備えての基金の積立となっておるところでございます。

8款4項2目、港湾建設費、これにつきましてもは起債の金額が減っております。財源内訳の変更となっておるところでございます。

8款5項2目、公園管理費でございます。これにつきましてもは、これも決算額からの不用額、落札減等でございます。

8款6項1目、住宅管理費、これは裁判所への申し立てにかかる費用を予定しておりましたが、不用額となったものでございます。

9款1項2目、非常備消防費、これにつきましてもは火災等の出動が見込んでおりましたものより少なくなったものが主なものとしての減額補正でございます。

14款1項1目、予備費、これにつきましてもは今回の歳入歳出の見合いでの補正となっておるところでございます。給与費明細は、議会費における移動を掲げておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

それでは歳入の9ページ、10ページに移らせていただきます。

2 款 1 項 1 目、地方揮発油譲与税、ここから同じ状況でございます。25、26 ページの 10 款 1 項 1 目、25 ページ、26 ページ、1 目、交通安全対策特別交付金、これにつきましては 23 年度の分が 3 月中に完全に交付され、額が確定したことによる増額ならびに減額の補正となっておりますところでございます。その中で特徴的なものと致しましては、23 ページ、24 ページ、地方交付税でございます。地方交付税の中で普通交付税と特別交付税があるわけですが、特別交付税を 2 千万円で見込んでおりまして、厳しく見込んでおりましたが、増額補正 5,383 万円という状況になったものでございます。状況としましては、例年と変わらないベースでの交付を受けておるところでございます。続きまして 27、28 ページ。

1 目、総務手数料でございます。これはここに説明欄に掲げております手数料はそれぞれあるわけですが、その分の収入見込みからの差異を減額補正としたものでございます。これが財源内訳の変更にも表れているところでございます。

13 款 1 項 1 目、民生費国庫負担金、これにつきましても 23 年度中の額が確定する事務処理がなされ、それぞれ確定したものにより増額、減額となったものでございます。これは国、県の負担金補助金等につきましては、今年受け入れて、なおかつ 24 年度に精算するものもありますので、歳出額との絡みでは連動しないものもあることを申し添えておきます。31、32 ページ。

13 款 2 項 1 目、民生費国庫補助金、これにつきましてもそれぞれ減額となっておりますところでございます。交付決定によるものでございます。

14 款 1 項 2 目、民生費県負担金、これにつきましても交付決定がなされ、増と減とそれぞれなっておりますところでございます。

14 款 2 項、県補助金の 2 目、3 目、4 目、5 目、それぞれ掲げております。補助金のそれぞれ説明欄に掲げております。全て減額となっておりますものでございます。交付決定確定等を受けたものでございます。

15 款 1 項 2 目、利子及び配当金、財政調整基金の減額、減額補正となっておりますところでございます。決算額との差額を調整をしております。

15 款 2 項 1 目、不動産売払収入、当初 1 千万円計上しておりましたが、土地の売却が補正後の金額 185 万円までにとどまりましたので、815 万円の減額となっておりますところでございます。

16款1項2目、民生費寄附金、これにつきましては先程、寄附金が伸びたという説明をし、積立の増額をしたところをごさいます、その財源となる寄附金の増でございます。

19款4項4目、過年度収入でございます。過年度収入につきましては、平成22年度の国と県の負担金補助金等の受け入れをする費目でごさいます、7件分、補正後の378万4千円となっておるところでの必要な増額となっておるところでございます。

雑入でございます。5目、雑入、ここに掲げておりますものでございまして、上から3番目、市町村特別研修事業補助金につきましては、町村会からの受け入れとなっておるところでございます。一つ飛んで、東日本大震災対策災害救助費6万9千円の受け入れにつきましては、被災者を受け入れ、緊急避難的にくじゃく荘に寝泊まりとなった状況を受けての、その分の宮城県からの手立てというかたちでの交付される金額でございます。財源内訳の変更となっておったものでございます。

20款1項2目、土木債でございます。これにつきましては、事業費の確定を受けまして、起債対象外と判明しまして起債額が変更となったものでございます。事業費縮小も主に影響しておるところでございます。10万円の減額でございます。これにつきましては、前の方に移っていただきまして5ページ、順番的には第3表になりますが、そこにまず触れたいと思います。

港湾建設事業費1,210万円が1,200万円の減額ということで、10万円の減額の状況となっておるところでございます。1ページ戻っていただきますと、4ページでございます。

第2表、繰越明許費補正でございます。補正を以前しておりましたが、そこに追加するものでございまして、7款3項、事業名としまして観光費の中での川棚町観光物産情報パンフレット等作成業務123万円の設定でございます。以上が平成24年度川棚町一般会計補正予算第6回の内容となっておるところでございます。ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願ひします。

議 長 これから質疑を行います。

12番田口 今説明がありました地方債の10万円減額の件ですけれども、事業が確定したことよっての減というふうな説明がありました、資料の歳出の方の71ページの方では、港湾の建設費は財源がですね、地方債が10万円

減で一般財源が10万円プラスとなっているので、事業費の減が分からないですけれども、要するに事業費は増減ないんじゃないかと思うんですがいかがですか。

建設課長 ただいまのご質問でございますが、起債対象と単独事業とが違っているということで、一部単独に回ったということでご理解いただきたいと思っております。

3 番 福田 ページ61ページに、雇用創出費の件ですけれども、338万円の減、これは財源の方が先に減額となったのか、事業をしなかったのものでその分減っているのかということで、そうであれば雇用創出をもう少しがんばって338万円を町内に還元できたんじゃないかなと思いますけど、どういういきさつだったんでしょうか。

産業振興課長 お答えします。この減額については、事業が確定しての減額でございます。それぞれ乳幼児預かりサービス事業とか、各事業者が決まっております。そこで雇用する人間を決めて事業を行ったわけですが、途中で都合により退職ということがあってですね、その補充についてはハローワークを通じて補充するというので、その期間が空く関係から、どうしてもやっぱり予定した事業が雇用ができなかったということで、こういう結果に終わっています。以上です。

10 番 朝長 36ページの子宮頸がん等ワクチン接種費用補助金というのが400万円近く減になっているんですが、その理由についてお聞きしたいと思います。

健康推進課長 それではご質問にお答え致します。まず歳出の方の59ページの方に、4款1項2目、予防費でございます。この予防費で減額を致しております。この分については、子宮頸がんのみではなくて、他の乳幼児の予防接種についても減額をしておるところですが、子宮頸がん等についてはですね、対象者が高校1年生までということにしておりましたが、対象者全ての方が受診、いわゆる接種されなかったということになります。それと当初、予定をしておりました対象者がですね、それ以前に受けているという確認が取れておりませんでしたので、その分で減額になったということになります。なお、24年度についてはですね、希望される方がありましたら23年度中に第1回でも接種をしていれば、24年度で接種ができるということもできますので、1回しか済

まされていない方については次年度以降の対応ということになるかと思いません。

議 _____ **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成23年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は承認することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成23年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」は、承認することに決定しました。

議 _____ **長** 次に、日程第2、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成23年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 _____ **長** 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由をご説明致します。

平成23年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月30日付けで地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により補正致しましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3,515万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億4,096万2千円にしたものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明致しますので、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしく

お願い致します。

健康推進課長 それでは私の方から説明をさせていただきます。

専決第2号の専決処分書でございます。これは鑑でございます。次開けていただいで、平成23年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算第4回の分でございます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,515万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億4,096万2千円にしたものでございます。款項の区分及び当該区分毎の金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるとしております。それでは補正の内容について説明を致します。なお、少額のもの、ならびに補正額で財源内訳の補正については、国及び県支出金等の交付決定に基づき補正対応を致しております。よって説明は省略をさせていただきますので、ご理解をお願いしたいと思います。歳出から説明を致します。22、23ページをお開き下さい。

1款1項1目、一般管理費でございます。それから次のページ、24の分、徴税費、次のページ、4項の趣旨普及費、次のページ5項の医療費適正化特別対策事業費、これにつきましては国、県等の負担割合の変更と決定ということで補正を致しております。30ページをお開き願います。

2款1項1目、一般被保険者療養給付費ならびに2目、退職被保険者等療養給付費の減額補正でございます。平成23年度保険給付額の確定によりまして、療養給付費の支出見込み額が決定を致しております。それぞれ予算との差額を減額したものでございます。次のページをお願いします。

2款2項1目、一般被保険者高額療養費ならびに2目の退職被保険者等高額療養費の減額補正につきましても同様に支出見込み額が確定しましたので、それぞれ差額を減額したものでございます。次のページ。

4項1目、出産育児一時金につきましては、支出額が確定致しましたので、予算との差額を減額したものでございます。当初、20名と予定を致しておりましたが、確定で17名の42万円、1名が39万円ということで、その分の差額を減額したものでございます。次のページ36、37ページでございます。

後期高齢者支援金、それから次のページ、6款1項2目、保険財政協同安定化事業拠出金、次のページ、7款、介護納付金関係につきましては、支出額が

確定しましたので、財政調整交付金の概算見込み額が確定し、財源内訳を補正したものでございます。

8款1項1目、特定健康診査等事業費の13節の委託料でございます。事業費の決定に基づきまして、当初予定をしておりました人数より受診者が少なかったことにより、減額をするものでございます。次のページ、44、45ページでございます。

8款2項1目、疾病予防費、これにつきましても事業が終了し、がん検診等の受診者が当初見込みより少なかったために減額したものでございます。

2目のあんま、鍼、灸施術費の減額につきましても同様に減額をしたものでございます。

3目につきましても、財源補正のみでございます。これにつきましても県の特別調整交付金に関するものでございます。46、47ページでございます。

12款1項1目、予備費でございますが、歳入歳出の見合いにより増額をするものでございます。なお、この増額につきましても、国、県における療養給付費、それから財政調整交付金につきましても概算での交付ということになっております。次年度において精算をするということになっておりますので、この増額した予備費についても、その財源になるということを含んでおります。

次に歳入について説明を致します。6、7ページをお開き下さい。

1款1項1目、一般被保険者国民健康保険税の減額補正につきましても、当初予算における調定見込み額が減少致してございまして、説明欄記載のとおり、それぞれの分で決算見込み額により減額をしたものでございます。

2目、退職被保険者等国民健康保険税につきましても、同様の理由によりまして説明欄記載のとおり、それぞれ決算見込み額により減額をしたものでございます。次のページ、8、9ページをお願い致します。

3款1項1目、療養給付費等負担金でございます。平成23年度の国庫支出金額の確定によりまして増額をしておるものでございます。10、11ページでございます。

2項1目の財政調整交付金でございます。これにつきましても増額補正でございまして、交付金額の確定によりまして予算との差額を補正をしたものでございます。

5目につきましても、高齢者医療制度円滑運営事業に関するものでござい

して、当初予算では計上致しておりませんでしたけれども、高齢受給者の負担割合延長に伴いまして、補助金が延長されるということになりましたので、計上したものでございます。なお、この分につきましては、歳出の一般事務費ならびに趣旨普及費ということで計上をしておるところでございます。次のページ。

4款2項1目、県の財政調整交付金でございます。これにつきましても交付額が確定を致しましたので、1節、財政調整交付金、2節、特別調整交付金、それぞれ予算との差額を増額ならびに減額をしたものでございます。

5款1項1目、療養給付費交付金でございます。これにつきましても、退職者医療給付費の給付実績によりまして、交付額が確定を致しましたので予算との差額を減額補正をするものでございます。次のページ、16、17ページでございます。

6款1項1目、前期高齢者交付金の分につきましても、額が確定致しましたので予算との差額を減額補正するものです。次のページ。

9款1項1目、一般会計繰入金、166万円の増額補正でございますが、出産育児一時金の支出決定によりまして、その差額を増額するものでございます。次のページ。

9款2項1目、財政調整期金繰入金でございます。2千万円の減額補正をしたものでございますが、これにつきましては第3回補正により増額をしておりました。しかし、その折には国庫負担金、県補助金等の歳入決定というのが、まだされておりましたので、今回決定をいただきましたので繰入不用額が生じるということで減額補正したものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご承認くださいますよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

3 番 福 田 最後に説明のあった20ページの分で、不用額ということで基金繰入金を2千万円減らしてあります。それと46ページ、予備費で5千万円ほど補正されております。予備費が5千万円増加するのであれば、繰入金をもう少し減額しても良かったんじゃないかなと思ったんですけど、先程の説明で、24年度精算するときの財源になるということでしたので、じゃあその財源と見込まれる額がどれぐらいなのか。それによって予備費が確保されなければい

けないと思いますので、金額が分かれば教えていただきたい。

健康推進課長 額についてはですね、今現在出しておりまして、その分の確定というのが、最終の確定というのが県のヒアリング等を実施してからということですので、今のところ金額がいくらというのは承知していない状況です。ただ、24年度の当初においてもですね、5千万円程度の予備費を持って精算をするということに致しておりましたので、いわゆる剰余金がたくさん出るということはないと考えております。以上です。

1 5 番 山 口 6 ページ、7 ページでございます。国民健康保険税の収入695万円の、いわゆる減収ということになっているわけですが、予定より減収したから695万円ということを書いてあるわけですが、これは実質的に納税者の対象者が減ったのか、それとも例えば滞納者が増えてきたのかですね、そういった部分の詳細について、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

健康推進課長 お答え致します。当初、国民健康保険税につきましてはですね、申告受付前に前年度の所得等を勘案して課税を致しております。6月が賦課決定日になりますので、それ以降、国民健康保険税は転入があったり転出をしたりすることがありますので、その分については当然、減額、増額が予定をされます。その分で前年度見込みよりも所得、いわゆる税の所得額が少なかったということでの減額ということになります。被保険者につきましては、若干減少気味ではありますが、いわゆる税が、このように増減するというまでには至っていないこととあります。以上です。

1 4 番 久 保 田 35 ページですけれども、35 ページの説明の時に、予定していた20名が17名になったということと、その後の説明に一人分ずつの金額が若干違っていたような説明でしたので、その理由はどういうわけなのでしょう、お尋ねします。

健康推進課長 17名の分はですね、いわゆる産婦人科にお支払いをする、万が一の時があったときに保険をかけるというのがあるんですね。その分に、その保険対象としてある医療機関に入っているかどうかだけでございます。その保険制度に入っているところは42万円の支出が行えると、しかしそれに入っていない医療機関については39万円までが補助対象ですということになっておりますので、その分の差額ということになります。以上です。

1 2 番 田 口 今の出産一時金についてですが、35 ページで出産一時金の支出

は減ったということですが、18ページ、19ページで、一般会計からの繰入金が増えたというような説明であったと思います。そうすると出産一時金について、一般会計が負担をする負担割合みたいなものが増えたということなんでしょうか。

健康推進課長 ご説明致します。34、35ページの当初というか、20名と予定をしたのはですね、補正予算で随時増額をしていただいております。最終的には決算見込みということで一般会計についてはですね、最終的な補正ということで致しております、当初はですね12件分で予定を致しております。歳出のみが20件分で予定をし、最終的には17名、18名ということになったということになります。歳出の分につきましては、166万円についてはですね、その他の財源ということで、いわゆる一般会計から入ってくる分でございます、一般財源の分が253万円の減額ということになりますので、この分で最終的な調整を行ったということになります。以上です。

14番久保田 44、45ページですね、あんま、鍼、灸、施術費のどこなんですけども、これは22年度ぐらいでは80万円ぐらいだったと思うんですね。それが補正されて40万円に減らされて、なおかつ19万円の減額補正なんですけども、これは事業としては続けていきたいというふうに説明を受けた記憶がありますが、これはこういうふうにずっと減額されていってますけれども、利用されるような手立てというのは何もされていないんですか。このままで利用がなくても良いものなんでしょうかね。

健康推進課長 お答え致します。まず、あんま、鍼、灸についてはですね、22年度の途中で1名の方がですね事業を廃止をされております。その方はちょっとお亡くなりになりましたので事業の継続ができないということで廃止でございます、その1件部分がですね、かなりの件数をこなしてありましたので、その分がかなり、いわゆる半額程度に予算を縮小しても十分間に合うというところでおったところですが、今回は減額したということではなくて受診されなかったということでの減額でございます。これは、あんま、鍼、灸ですので、例えば腰が痛いからすぐ行くということでは保険の対象にはなりませんので、あくまでも医師等の指示が必要ということになりますので、この分で継続はしていこうと考えておりますが、受診者が少ないということで、逆に受診されなかったから良いのではないかなと、健康なのではないかなと考えれば良い

のではないかと思います。以上です。

1 5 番 山 口 数字上じゃないんですけども、42、43、それから合わせて44、45、ここの中で特定検診等の事業費400万円減、これは受診者減による。それからその次の44、45ページの疾病予防費ですね、これの140万円減額補正、いわゆるこれも受診者の減によると、こういった事業というのは、病気の早期発見早期治療と、そういうことから言えば受診者の減で予算が減りましたということは、非常に残念なことだろうと、逆に言えばこれは満額使えるような事業を進めるべきじゃないかと、そういったことで、こういった減額がなされないように、どういうふうな手立てをされているのかですね、そういった部分が分かれば説明をお願いしたいと思います。

健康推進課長 特定検診の関係でございますが、当初予算では千人分としておりました。金額的には千人分プラス、特別に詳細な項目をしなければならない方がいらっしゃるかもしれないということで、金額が違いますが、実績が716人です。300人程度予定よりも少なかったということになります。それと個別検診がですね400人を予定を致しておりました。いわゆる医療機関等での受診ということですが、その分については107人に留まったということでございます。その分で半分程度の減額ということにならざるを得なかったということです。なお、金額がちょっと大きいのはですね、個別検診の方が金額が7千円をちょっと超えますので、300人程度減ってくるということは、とても結構な金額になるのかなということでございます。次の疾病予防費も、がん検診等についてもですね、見込みをしておいた件数よりも受診者が少なかったというのがあるかと思います。この分についてはですね、本年度、第1回の特定検診、がん検診、いわゆる胃がん、大腸がん検診は受診が5月末から6月の初めまで致しました。この分についてはですね、愛育班、食改の方々の御協力をいただきまして、のぼり旗を各地区に掲出をさせていただいております。それと声かけということで、がん検診行きましたか、特定検診行きましたかということですね、地区で話題にさせていただこうということにしておりまして、その結果ですね、24年度につきましては第1回分だけでも23%の受診者がっております。ちなみに23年度は27.3%だけでございますので、24年度については、かなりの成果があったのではないかなと考えております。なお、広報等についてはですね、地区宛の広報ですね、皆さん方もされてお

ますが、広報等に数回、今年度は掲載を致しております。個別にというのも、なかなか難しい状況でございますので、広報等を通じて第2期目が8月にあります。第3回が10月にありますので、随時、広報等を通してお知らせをしていきたいと、受診勧奨をしていきたいと考えております。以上です。

議 _____ **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** これから承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成23年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は承認することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成23年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）」は、承認することに決定されました。

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩を致します。

(…休 憩…)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** 次に、日程第3、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（平成23年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 _____ **長** 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由を説明致します。

平成23年度川棚町介護保険事業特別会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、議会を召集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月30日付けで地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により補正致しましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。今回の補正予算第4回は、繰越明許費で事業名、介護報酬改定に伴うシステム改修事業、予算額555万4千円を繰越事業としたほかは、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ253万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,054万4千円にしたものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明致しますので、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い致します。

健康推進課長 それでは、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（平成23年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）」の内容を説明を致します。一枚開けていただきまして、専決処分書の鑑でございます。第4回の補正の分でございます。歳入歳出の補正の、今回の補正につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ253万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,054万4千円にしたものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によると致しております。

第2条で、翌年度に繰り越して使用することのできる経費につきましては、第2表、繰越明許費によると致しております。それでは歳出から説明を致します。事項別明細書11、12ページをお開き願います。

2款1項、保険給費にかかる1目、介護サービス等諸費、同じく2目、介護予防サービス等諸費、5目、高額医療合算介護サービス等費、6目、特定入所者介護サービス等費につきましては、それぞれ19節、負担金補助及び交付金の分でございます。平成23年度の保険給付額の確定によりまして給付費の支出が固まりましたので、説明欄に記載を致しております費目等において、それぞれ減額をしたものでございます。また、財源の内訳の補正につきましても、保険給付費の額の決算額の見込みによりまして、それぞれ増額及び減額をしたものでございます。13、14ページでございます。

8款1項1目、予備費でございますが、歳入歳出の見合いにより2,266

万2千円を増額したものでございます。なお、この予備費につきましては、合計額が4,700万円ほどあるようになります。これにつきましても次年度においてですね、精算をするということで、国、県の分の精査返金、返還することになりますので、その分を含んでおりますことをご含みいただきたいと思います。

歳入について説明を致します。7、8ページです。

5款、県支出金、1項1目、介護給付費負担金の97万円の増額でございます。県の介護給付費交付金の変更決定に伴いまして補正をしたものでございます。次のページになります。

8款1項1目、介護給付費繰入金でございます。1節の介護給付費繰入金の減額でございますが、平成23年度保険給付費の額の確定によりまして、繰入不用額が生じてまいりましたので、その額を減額したものでございます。

次に繰越明許費についてご説明致します。3ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、繰越明許費につきましては、1款、総務費、1項、総務費の事業名、介護報酬改定に伴うシステム改修事業でございます。予算額555万4千円でございます。これにつきましては平成24年度からの介護報酬改定にかかるシステム回収事業費でございます。これにつきましては第3回補正で計上をし、承認をいただいておりますが、システム改修について、短期間で改修が困難であるということでありましたので、翌年度に繰り越すものでございます。なお、この事業につきましては、国の補助事業でございます。24年度へ繰越事業分についても国庫補助の対象とするということが決定されておりますので、繰越するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

14番久保田 12ページです。介護サービス等諸費がですね、居宅でも施設サービスでも地域密着型でも、大きな金額の減になっておりますが、これは認定者数が減ったのか、それとも利用者数が減ったんでしょうか。

健康推進課長 お答え致します。まず、認定者数はですね、減るということはありません。毎年度、いわゆる毎月であってもですね増加傾向にあります。この

施設サービス給付費というのが、結構大きく出てくるんですが、この分についてはですね、施設に入られている方が病気等で入院をされる。その場合には当然、そこの部分は給付費は発生しませんので、その分で減額になるということになります。当初予算でですね、12月から3月とを見込んでおったんですが、例年よりもサービス給付費が少なく済んだというところがございます。ですから、いわゆる認定者数はあんまり変わらない状況であります。支出する項目によって対象者がその場合に、さっき言いましたように若干減ったところがあったというところだけでございます。以上です。

14番久保田 今、施設介護サービスの給付費のところの説明でしたけれども、施設に入っていらっしゃる方が入院などした場合は、そこが空くということで、それも減額につながるという説明でしたけれども、その長期に空く場合は、待機者を入れるというような手立ではないんですか。

健康推進課長 その部分については施設側の方で対応をされていると思います。当然、待っている方はいらっしゃるかと思いますが、入院等をされてすぐ帰ってこられるのかどうかというのは一日、二日では確定ができませんので、少なくとも10日なり一週間以上かかるということになると、その部分が給付費が減ることになりますので、結果的にはこのような金額が減額になるのかなという考えは致しております。

議 **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 **長** 討論なしと認めます。

これから承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（平成23年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は承認することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって承認第3号「専決処分の承認を

求めることについて（平成23年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第4回））」は、承認することに決定されました。

議 長 次に、日程第4、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（川棚町税条例の一部を改正する条例）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明致します。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案が、去る3月30日に国会で成立し、3月31日法律第17号として公布されたところであります。そこで、この法律改正に伴いまして、川棚町税条例の一部を改正する必要が生じてまいりましたが、法律が原則平成24年4月1日から施行されることになりましたので、議会を招集する時間的余裕がなく、去る3月31日付けで地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により改正致しましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めのものです。改正の内容につきましては、この後、税務課長が説明致しますので、よろしくご審議の上ご承認くださるよう、お願い致します。

税 務 課 長 それでは私の方から、改正の内容についてご説明致します。今回の改正につきましては、ただいま町長が申し上げましたように、地方税法等の一部が改正されたことによるものでございます。平成24年度の税制改正を総括的に申し上げれば、新成長戦略の実現と税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される喫緊の課題に対応したものとなっております。また、本町での事例はありませんが、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故にかかる避難等の指示が解除されていない区域の、土地及び家屋の課税免除措置を平成25年度以後も、当分の間継続することも措置されているものであります。また、合わせて地方団体の自主性、自立性を高める観点からは、一部の特例措置について課税標準の軽減の割合を一定の範囲内で条例に委任することとされました。この件については、後ほど具体的に述べることにします。

それでは議案の後段につけております新旧対照表で順次説明をさせていただきます。新旧対照表をお開きください。

新旧対照表第1ページ、本則第36条の2、町民税の申告であります。2

ページの4行目になろうかと思います。寡婦、寡夫控除を削除しておりますが、これは年金所得者の申告手続きを簡素化する観点から、この控除を受けようとする場合は、申告書の提出を不要とするものでございます。同じく2ページ。

附則になりますが第10条の2、法附則第15条第2項、第6号及び第10項の条例で定める割合が新設されております。これが今回の改正で特徴的なものでございまして、地域決定型地方税制特例措置が導入されまして、いわゆる我が町特例と呼ばれるものでございます。ここで昨日朝、配布致しました一枚紙の説明資料をご覧ください。

この我が町特例制度は平成23年度税制大綱により、地方団体が法律の定める範囲内で税の特例措置の内容を条例で定めることができる仕組みを導入されることとなりました。平成24年度税制改正では、2件の事案のうち、下記の事案について対象とすることとされました。それは、下水道除外施設にかかる課税標準の特例措置であります。この下水道除外施設は、下水道の機能を妨げ、または損傷させる恐れのある下水を継続して排出するものに対し、下水道法に基づき条例により設置が義務づけられているものでございます。下水道除外施設の規定については、本町公共下水道条例第2条、8条、10条を参照していただきたいと思っております。この施設については、固定資産税、償却資産の課税対象となっておりますが、事業者の負担軽減の観点から課税標準を価格の4分の3とする特例措置が講じられております。これは公害防止などの目的から、一定の効果が期待されるものでございます。一方、対象施設や事業者の業種が、地域によりさまざまであることから、法律による一律の軽減措置ではなく、設置義務を課する市町が条例により、実情に応じて対応する方がふさわしいと考えられるものでございます。そこで、この特例制度を我が町特例方式とした上で、具体的には課税標準の特例割合を4分の3を参酌して3分の2以上、6分の5以下の範囲内において条例で定める割合とし、適用期限を3年間延長するものでございます。裏面をご覧ください。

ここには、今申し上げました2つの事例の内、具体的には本町の場合、下段の方の下水道除外施設にかかる課税標準の特例措置というものを適用致しますので、ここをご覧くださいと思っておりますが、今申し上げましたように、この分につきましては、公共下水道を使用する者が条例に基づき設置した除外施設に対して講じる特例措置を3年間延長とし、下水道除外施設につきましては、

課税標準の軽減率について4分の3を参酌し、3分の2以上、6分の5以下の範囲内で条例で定めるものとしております。除外施設と水質保全のしくみということで、この図表に書いておりますのでご覧いただきたいと思っております。除外施設の具体的な例としましては、ここに挙げておりますように、pH調整層であるとか、加圧浮上分離装置と呼ばれるものの施設が該当となっております。ここで新旧対照表2ページに戻らせていただきます。

このように、この制度は地方団体の自主性、自立性を高める観点から、一部の特例措置について、課税標準の軽減の割合を一定の範囲内で条例に委任するものでございます。この制度において本町では、下水道除外施設にかかる課税標準の特例措置を新設致しました。よってこれによる法附則第15条第2項第6号に規定する町条例で定める割合を本附則第10条第1項については、4分の3、同じく同条第2項の割合を3分の2と定めるものであります。本件については、郡内二町とも協議済みでございまして、また下水道の除外該当施設については、本町では現時点ではないことを水道課と確認済みでございます。

次に、新旧対照表3ページの後段の第11条の2及び4ページの12条までは、土地にかかる負担調整措置の継続に関するものでありまして、平成24年度の評価替えにあたり、従来の土地負担調整措置は継続し、住宅用地のそれについては不公平是正の観点から廃止し、平成24年度、25年度は納税者の負担感を考慮し、段階的に経過措置を講じ、また特例の規定を平成26年度までとしたものでございます。次に6ページ。

第13条についても、今までと同様に農地に関して平成26年度まで負担調整を実施するものでございます。次に8ページ。

21条の2は、新設でございまして、特定移行一般社団法人等が設置する図書館、博物館等を非課税とするための手続きを定めたものでございます。次に9ページ。

22条の2及び23条も新設でありまして、震災関連の特例を規定したものでございますが、説明は省略をさせていただきます。

以上が新旧対照表の説明でありましたが、ここで条例改め文の3ページ後段をご覧ください。

附則であります。本条例改正は第1条において施行期日を平成24年4月1日としておりますが、本則第36条の2第1項、ただし書きの改正規定及び

次条第1項の規定は、平成26年1月1日から施行することとしております。

以上、長くなりましたが、よろしくご審議の上ご承認くださいますようお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

5 番 三 岳 今の説明でですね、固定資産の負担調整、24年度からというふうに理解をしたんですが、この改正による影響と言いますか、24年からの課税ですね、そういったものに影響が出てくるんですか、お尋ねします。

税 務 課 長 ご質問にお答えします。今の点につきましては、説明しましたように、今までも県の措置等が続けてきておられまして、そのことを今後また継続をするという側面が多かろうというふうに思いますので、実質的な影響と言いますか、税収における影響と言いましょか、そういう部分については大きなものはないというふうに理解を致しております。

2 番 竹 村 先程、別の資料によって説明がありまして下水道除外施設、現在、川棚町にはないと、具体的にはどういったものが考えられるんですか。この例としてpH調整層とか加圧浮上分離装置とかいうのがありますが、こういったものが施設と言えどどういうものがあるのかなというふうに思いますが、今後また川棚町にこの条例を改正することについてはですよ、こういうものの可能性があるのかなというふうに思うんですけれども、具体的な例で説明をお願い致します。

税 務 課 長 ご説明致しましたように、今の件につきましては除外施設という規定がございます。これにつきましては説明でも申し上げましたように、まず公害につながるような廃液とか、そういう部分につきましては事業所において措置をしていただくということになりますので、その分に対する課税の軽減ということになるかと思いますが、現時点では、今申し上げましたように該当事例はないということで確認しておりますが、ここに挙げております二つの施設の具体例というのを挙げておりますが、こういう措置につきましては、それぞれ事業所において措置をしていただく、そしてまたそのことが、例えば廃液のことで申し上げれば、それを設立することによって施設の保全にもつながっていかうというふうに思われますので、このような制度を作るものでございます。今の時点では、該当の施設はないということでございますので、一般的な説明しかできませんが、ご理解を賜りたいと思います。

水道課長 水道課長の廣田です。ご説明申し上げます。

税務課長が申しましたように、現在、川棚町内には除外施設を設置している企業はございませんが、今後、考えられるのは薬品、あるいは医療等を製造するような工場、それから大きな病院が考えられます。現在、長崎川棚医療センターについては、公共下水道に接続をされておられますが、既に自前の浄化槽を設置されておりましたので、それで現在処理をされているということで、特別な除外施設を設置しての処理ではないということで該当がないということにさせていただいているものであります。なお、その他の施設につきましても、現在、小規模ではありますが、クリーニング店あるいは飲食店については、こういう大がかりではありませんけれども、小規模の施設を設置していただいて油脂類の処理をさせていただいているというのが現状であります。以上であります。

議 長 他に質疑はありませんか。

1 2 番 田 口 東日本大震災の関係の条文ですけども。

議 長 どの分ですかね。ページ。

1 2 番 田 口 新旧で言いますと8ページ、9ページ。

これの対象となるのは、現地において被災をした財産ではないかと思いますが、仮に川棚町の人が福島県とかの土地を所有しているケースはあり得ると思いますけれども、固定資産が福島県とか、ああいうところに存在していると、納めるのは福島県の町じゃないかと思うのですけれども、川棚町にどういうふうに関係があるのでしょうか。

税 務 課 長 ただいまのご質問については、ケースとしましては土地を持っておられる方が本町に転入をした場合には、関係することがあるかというふうに想定をします。以上です。

1 3 番 森 田 素朴な疑問なんですがね、この除外施設というのは水道課長の説明で、川棚町には存在しないと、先々では分からないということで、税務課長の説明と水道課長の説明で分かりました。ただ、これをですね固定資産という税金で取り上げてやるというのはどうもピンとこないんですよ。通常、常識的にはですね、これは償却資産になると思ってるんですよ。償却資産、固定資産ではなくね。そこをちょっと解説してほしいと思います。

税 務 課 長 ただいまの件に関しましては、今申し上げられたと思いますが、固定資産につきましては、三種類の課税物件がございます。まず、土地、家屋、

そして償却資産でございます。今ここで言います除外施設につきましては、償却資産の部類に入るといふふうに理解します。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。

1 3 番 森 田 意味は分かりました。条文をいくら読んでもなかなか分からないので、今、課長の説明では、要するに固定資産ではあるけども償却資産的な捉え方でやるというようなことで理解してよろしいですか。やっぱり固定資産ですかあくまでも。そこの区分けをはっきり確認しておきたいんですよ。

税 務 課 長 固定資産の中の償却資産の部類に入るといふことでよろしいかと思えます。

議 長 他に質疑はありませんか。

3 番 福 田 先程の説明の中で、二町で協議してということでしたけれども、協議する理由が何かあったんでしょうか。大体いつも協議してするものなのか。ちょっと気になりました。

税 務 課 長 本件につきましては、今回このように我が町特例という制度でございましたので、この分につきましては隣町でございます波佐見町、東彼杵町とも協議をして一定の合意と言いましょうか、そういうラインを三町で協議して、こういう方針で決めたといふところでございます。合わせまして、税務関係におきましては、税務連絡協議会を三町でも組織しておりますので、事前よりこのようなかたちでの協議をさせていただいております。以上です。

3 番 福 田 参考までに、他の二町には該当施設があったんでしょうか。

税 務 課 長 実際にあるかどうかは、今の時点で確認はとれておりません。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから承認第4号「専決処分の承認を求

めることについて（川棚町税条例の一部を改正する条例）」の採決を行います。
お諮りします。本案は承認することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって承認第4号「専決処分の承認を
求めることについて（川棚町税条例の一部を改正する条例）」は、承認するこ
とに決定されました。

議 長 次に、日程第5、承認第5号「専決処分の承認を求めることにつ
いて（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

町 長 承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由
を説明致します。

東日本大震災の被災者等にかかる国税関係法律の臨時特例に関する法律、第
11条の6に規定されている譲渡期限の延長の特例を、国民健康保険税の課税
の特例にも適用することとなる関係法律が4月1日から施行されたところであ
ります。そこで、川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じてま
いりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る3月
30日付けで地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により改
正致しましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるもの
であります。なお、改正の内容につきましては、健康推進課長から説明致しま
すので、ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしくお願い致します。

健康推進課長 それでは私の方から改正を致しました内容についてご説明を致し
ます。

改正の概要でございますが、先程、町長が申しましたように東日本大震災に
かかる被災者の居住用財産の敷地にかかる譲渡期限の特例に関する分ござい
まして、この項目を一項加える分でございます。先程、税条例でもありました
ように、同じような条文で国保税の軽減というのがある分でございます。それ
では新旧対照表により説明を致します。一枚だけでございますので、その分を
ご覧いただきたいと思います。

改正前、改正後で新設ということで、第15項を新設を致しておる分でございます。この条文につきましては、その内容でございますが、この分だけでは何がなんだか分からんなという感じになるかと思いますが、その内容でございますが、租税特別措置法の規定によってはですね、通常のいわゆる家屋が災害により滅失した場合には、譲渡所得の特別控除の期間というのが定められております。この分が3年と規定を致してあります。しかし東日本大震災により滅失したことによって、居住用に居ることができなくなった個人の土地、家屋等についてはですね、この中程に書いておりますが、カギ括弧で第36条（東日本大震災の被災者等にかかるもの）と書いておりますが、ここの規定によりまして7年という読み替えを適用すると致してある分でございます。その項目を川棚町国民健康保険税条例に加えて、被災者等の負担の軽減を図るということで、改正をするものでございます。なお、現時点におきまして、本町には該当する被災者等の転入等はないところでございます。ただ、まだ被災されている方がそれぞれ移動されている状況でありますので、転入してこられた場合には、この条項が適用し、軽減を、いわゆる特別控除の期間を延長できるということでの改正でございます。附則でございますが、1ページ前に入ってくださいまして、この条例は平成24年4月1日から施行すると致しております。以上、説明を終わりますが、ご審議の上ご承認下さいますよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

5 番 三 岳 ちょっと確認です。先程も税条例の改正については、専決処分が3月31日と、町長が説明されたのは、3月30日に町税法が改正されたということで、おそらくその日には専決ができないということで31日になったと思うんですが、この国保の条例についてはですね、3月31日付けとなっております。これはおそらく4月1日が施行ということですので、それ以前であれば良いという判断だと思うんですが、この日にちが違う、例えば、先程のですね、補正の専決についてもですね3月30日付けなんですね。たぶんこれは3月31日が日曜日ということで、そのような日付になったのかなと思うんですが、この二つの条例改正について、日にちの総意というのはそういった理解でよろしいんですか。国の方の改正が30日にあったから31日ですよという理解でよろしいんでしょうか。

健康推進課長 私の方から説明をさせていただきますが、まず国民健康保険税条例については、項目的には先に県から改正される予定ですよというのが来ておりました。項目自体が、いわゆる15項の新設だけということでございましたので、いわゆる協議等というのがですね、するべきものもなく、早くに予定をしておりましたので、31日以前に専決での処分ということができましたので、決裁がとれましたので、30日付けで交付をしたということで、30日付けで専決処分を実施したということに致しております。以上です。

税務課長 先程、承認をいただきましたが、ただいまの質問につきましては、発言の中でもあったかと思いますが、町長が説明しましたように3月31日に法律が公布されておりましたので、本町条例の改正につきましても3月31日付けでということで、専決処分をさせていただきましたので、経過を申し上げます。以上です。

議 長 見解がありますか。今の見解で疑問点があるのですかね行政の方は。町長、今の答弁で疑問点があれば、休憩して調べ直していいですけども、特段無ければ質問者が良ければ終わりますがいいですか。

12番田口 今の点で確認ですが、国民健康保険税条例は根拠法が地方税法でないということで良いのでしょうか。先程、税条例の方は地方税法の公布が31日だったから31日にされたんだと思いますので、その根拠法が地方税法でないから国民健康保険の方は30日で良かったというふうになるのではないかと思います。そういうことなんでしょうか。

健康推進課長 この法令の分がですね、東日本大震災の被災者等にかかる国税関係法律の臨時特例に関する法律関係分の通達ということで、24年3月30日付けで国税庁長官から各税務局長宛に文書が出ている分でございます。ですから国民健康保険税にかかる分については、3月30日で通達があったということでの3月30日での日付ということに致しております。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」の採決を行います。

お諮りします。本案は承認することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」は、承認することに決定されました。

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩致します。

(…休 憩…)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** 次に、日程第6、報告第1号「平成23年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。報告を求めます。

町 _____ **長** 報告第1号「平成23年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について」内容を説明致します。

平成23年度川棚町一般会計補正予算第5回と第6回におきまして、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、繰越明許費と定め、翌年度に使用することができるものとした経費につきましては、この度、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調整しましたので、その内容につきまして報告するものであります。その他、詳細につきましては、企画財政課長から説明致しますので、よろしくお願い致します。

企画財政課長 それでは報告第1号「平成23年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書」の説明をさせていただきます。

それでは、一般会計の繰越明許費につきましては、限度額を定め補正予算の中に折り込んでいただき、また承認をいただいたものでございますが、この度、

次年度に繰り越すべき額、繰り越した額が確定を致しましたので、その内容について報告を致すものでございます。開けていただいて、繰越計算書の中でございますが、款項事業名、金額、翌年度繰越額、その繰越額の財源内訳という形で左から右の方に流れていっております。繰り越した事業につきましては、一番上につきましては、強い農業づくり交付金支援事業費としまして、アスパラガス計量結束機導入事業にかかるもので、補助事業でございます。

次は、観光パンフレット等の作成業務と記載をしておるとおりでございます。

三項目目、土木費の分につきましては、町道東臨港線の歩道新設工事の分でございます。

四つ目、教育費でございますが、小串小学校体育館サッシ改修工事等でございます。ここに掲げております金額につきましては、補正予算の折、認めていただいたものでございまして、その右側には翌年度へ繰越額としまして、商工費の分以外は全て同額になっております。観光パンフレットにつきましては、1,500円引いたところで繰越額を確定しておるところでございます。翌年度繰越額の内訳と致しまして、既収入特定財源は特に受けておりません。未収入特定財源としまして、国、県の支出金、地方債、他の波佐見、彼杵からの負担分が受け入れをするというかたちで、ここに掲載をしておる数字でございます。一般財源としましては、繰越金のうちこの分を充てて、これ以外が純繰越金というかたちでなるように整理をしておるところでございます。

以上でございます。説明を終わらせていただきます。

議 長 これから質疑を行います。

1 2 番 田 口 先程、専決処分の承認をしたときに、繰越明許費というのは123万円だったんですけども、この表で見てですね、説明のあった商工費の観光費のパンフレット等作成業務、金額のところには123万円と書いてあって、翌年度繰越額のところには122万8,500円と書いてあるわけなんですけども、繰越明許費というのは、どちらのことを指すのでしょうか。123万円を繰越明許費と言うのですかね、その中で実際に繰り越すのは122万8,500円だというふうに理解すれば良いのでしょうか。先程の専決処分で繰越明許費の補正があったのとのつながりを教えていただきたいんですけども。

企画財政課長 先程、説明を致しました繰越明許費補正と言いますのは、123万円という数字を掲げておりました。これは、予算的にこの金額まで繰越をする

限度額という定めで、予算額上の定めでございまして、これは繰越計算書の中に金額として掲載をしております。これは繰越計算書と申しますのは、決算処理等を致しまして、実際、決算額が次年度に繰越金として、純繰越金としてなるものと、それ以外のものとを区別し整理をするため、また23年度の決算ならびに24年度の予算執行上に基づいて金額が定まったものということで、予算上の考え方と決算処理を行ったものとの数字の違いで、このようになるということでございます。以上です。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、報告済と致します。

議 _____ **長** 次に、日程第7、報告第2号「平成23年度川棚町介護保険事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。報告を求めます。

町 _____ **長** 報告第2号「平成23年度川棚町介護保険事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について」の報告を致します。

平成23年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算第4回におきまして、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、繰越明許費と定め、翌年度に使用することができるものとした経費につきましては、この度、出納閉鎖を迎え、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調整致しましたので、その内容について報告するものであります。その他、詳細につきましては、健康推進課長から説明致しますので、どうぞよろしくお願い致します。

健康推進課長 それでは、私の方から説明をさせていただきます。開けていただきまして、計算書でございます。この繰越明許費につきましては、平成23年度川棚町介護保険事業特別会計予算第3回において、議決をしていただいております、平成24年度からの介護報酬改定に伴う介護保険システム改修事業を繰り越すものでございます。短期間でのシステム改修が困難となりましたので、契約変更をしております。よって、平成23年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算第4回の専決処分におきまして、繰越明許費の補正を行ったものでございます。その計算書につきまして調整を致しましたので報告するものであります。

この表でございますが、1款、総務費、1項、総務費、事業名、介護報酬改定に伴うシステム改修事業費でございます。翌年度の繰り越す額につきましては555万4千円でございます。財源内訳は、2分の1を国庫支出金からの補助、それから残額2分の1でございますが、一般税源ということになります。

以上で、説明を終わりますが、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、報告済と致します。

議 長 次に、日程第8、議案第27号「平成24年度川棚町一般計補正予算（第1回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第27号「平成24年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」について、提案理由を説明致します。

今回の補正と致しましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,812万円を追加し、歳入歳出予算の総額を53億1,812万円にしようとするものであります。今回の補正の主なものは、子ども手当から児童手当及び子ども手当に移行することとなることから、歳入と歳出につきまして組み替えるものであります。また、スポーツ振興くじ助成金の内示を受けましたので、中央公園テニスコート照明施設改修工事に要する事業経費の追加計上などであります。その他、詳細につきましては、企画財政課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

企画財政課長 それでは、ただいまから議案第27号「平成24年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」の内容について、説明を加えていきたいと思っております。

歳入歳出予算の補正と致しまして、第1条に掲げておりますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,812万円を追加し、としております。それによって、その総額は歳入歳出それぞれ53億1,812万円になるということで記載をしておるところでございます。その内容につきましては、第1表、歳入歳出予算補正によると定めておるところでございます。事項別明細書の14、15ページ、歳出の方から説明を加えていきたいと思っております。どうぞ

よろしく申し上げます。14ページ、15ページ。2款、総務費から説明を加えます。

2款1項1目、一般管理費、説明の欄で説明を加えていきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いします。

一般管理費の309万2千円の増額補正でございますが、庁舎の営繕ならびに管理等をお願いしております庁務員という制度を設けてお願いをしておりますが、その庁務員にかかります委託料を庁舎管理費の方にも組んでおりました。その委託料を賃金などにすべきという判断を致しまして、その庁舎管理費からの減額ならびに一般管理費での増額というかたちで組み替えを行っておるものでございます。庁舎管理費の減額は以上のものがあるわけですが、その他に増額補正もするようにしております。この件につきましては、変圧器の3台を更新する事業を行ったものの中に、微量のPCB混入機器というものがあまして、その管理をするためには建屋の中で管理をすべきと判断いたしまして、移動をするような経費が発生しております。その引っ越し費用に対しての役務費21万円増額というかたちでございます。委託料の減額は、先程、一般管理費の方に組み替えたものの減額というかたちでございます。

6目、企画費の一般企画費でございます。これにつきましては、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金10分の10の補助を受けるようにして、内示があるわけですが、これは雑入の方でも触れようと思っておりますが、長崎慈光園あすなろ太鼓の太鼓購入及び補修、修理他でございます。250万円の要望があり、250万円を交付するというかたちで内示を受けまして、この度、補正をしたものでございます。

9目、諸費、一般諸費40万円の増額でございますが、これにつきましては本町が抱えております裁判の案件に伴う年間予算を見積もりまして、必要額を補正しておるものでございます。

11目、国体事業費148万円の増額でございますが、これは臨時職員1名を雇い入れて事務補助として雇っておりますので、その必要経費を計上しておるところでございます。

12目、財政調整基金41万1千円、これにつきましては当初の見込みと、事務処理の途中で間違い等がありまして、その分の差額、決算との見込みの差となっておりますのでございます。

16目、役場庁舎建設基金費84万3千円は、基金積立を行い、利息の見込みが立ちましたので増額計上としておるところでございます。続きまして次のページ、16ページ、17ページ、民生費でございます。

3款1項1目、社会福祉総務費、母子福祉医療費11万6千円の増額ですが、乳幼児福祉医療費という制度がありますが、その電算処理をしておりますシステム改修費が必要となったことによる増額補正でございます。電算機のシステム改修費でございます。

2目、障害者福祉費でございます。障害者福祉費13万9千円でございますが、増額補正でございます。これは知的障害者、身体障害者の方達を支援するための相談員制度が過去、県であったわけですが、権限移譲となったことにより、本町でその相談員を設置し、活動をしていただくという経費で13万9千円の増額補正となっております。

2項1目、児童福祉総務費、2目、児童措置費につきましては関連致しますので、同時に説明させていただきます。子ども手当が、児童手当の方に移行するというので、24年度につきましては、児童手当と子ども手当が支給されるというかたちとなっております。そこで児童手当及び子ども手当の支給に伴うもの、またその事務費について児童措置費で措置すべきという判断を致し、子ども手当事務費を減額し、同額を組み替えております。また、その次には子ども手当の4つほど区分があるわけですが、その4つを1つにまとめるための組み替えというかたちで、増額、減額が一部発生しますが、考え方としては全て組み替えで処理をするというかたちのものがございます。18、19ページ。

4款1項1目、保健衛生総務費でございます。保健衛生総務費180万5千円につきましては、保健士が一名退職予定であり、その代替職員として臨時職員の雇い入れが伴うという判断を致したものの増額補正となったものがございます。20、21ページでございます。

6款1項3目、農業振興費、農業振興費17万6千円の減額と、次の3の園芸ビジョン21対策事業費は関連します。アスパラ部会川棚班の要望により、町単独で予定しておりました深耕機導入事業費補助を当初予算で計上しておったわけですが、この度、県の補助2分の1、町の10分の1、2分の1強の補助が確保できるという有利な制度が採択見込みとなりましたので、町単独の事業から補助の事業への組み替え、マイナス減額とプラスの増額というかたちで、

県の補助率2分の1が確保できたために補助額が増えたというかたちの補正でございます。

5目、農地費、これは財源内訳の変更でございます。後ほど、これについては歳入の折に触れたいと思います。

3項2目、漁港管理費166万円の増額でございます。これにつきましては、惣津地区緑地広場にトイレを新設したわけですが、そこでの騒音の発生があるという住民の声がありまして、その処置を行うための工事費の増額、また西小串海岸保全施設水叩き側溝蓋設置としまして、原材料の支給、地元が側溝蓋の整備をしたいという要望がありまして、その原材料費を手立てをしたものでございます。その有効利用を行うものにつきましては、西小串の運動公園を使っているところの環境整備になるものでございます。22、23ページ。

7款1項3目、観光費でございます。これについても事業の組み替えが伴っております。観光費のマイナス20万円につきましては、食の観光推進プロジェクト事業、下の事業への手立てを致す関係上、減額となっております。西海、佐世保、食の王国推進協議会負担金の分でございます。負担は維持できておるところでございます。食の推進観光プロジェクトにつきましては、県の補助事業10分の10を受けて実施するものでございまして、臨時職員を一人雇い入れ実施するものでございます。くじらグルメフェア、ビーフグルメフェア等を予定しておるところでございます。次のページ。

8款1項1目、土木総務費でございます。これにつきましては、川棚港湾道路が開通を控えておりまして、それに要する経費を計上しておるところでございます。

5項2目、公園管理費、地域スポーツ施設整備費でございます。1,580万円の増額でございますが、中央公園テニスコート屋外夜間照明施設工事でございます。照明施設の更新、風よけフェンス等の補修も加えて行おうとしておるところでございます。1,580万円の工事請負費増額となっております。

10款6項3目、体育館管理費、これにつきましては増減はないわけですが、管理人を雇い入れるようなこと、これまでは委託料として委託契約でしておったわけですが、賃金として雇い入れるというかたちに組み替えたもので、増減額は発生していないものでございます。次のページ。

14款1項1目、予備費は、歳入歳出の見合いで減額の補正となっておるところでございます。次、6ページ、7ページ、歳入でございます。

13款、国庫支出金、13款1項1目、民生費国庫負担金でございます。これにつきましても、子ども手当から児童手当及び子ども手当負担金に組み替えるものでございまして、これまで5つの区分をし受け入れていたものを一括して受け入れるように組み替えて、事務の簡素化を図るという狙いから、このようにしたものでございます。

3項2目、民生費委託金、これにつきましては国庫で受け入れるようにしておりましたが、県の補助金での受け入れとなりますので、ここでは減額となっておるところでございます。

14款1項2目、民生費県負担金、これにつきましても、これまで5つの区分で受け入れをしておりました子ども手当の分を、児童手当及び子ども手当にかかる負担金としまして、受け入れる組み替え、またそれをまとめたの処理というかたちの考えでのプラス、マイナスでございます。

2項2目、民生費県補助金、児童手当システム改修補助金は、先程申しました国の委託金として上げておりました同額を、ここで増額補正で組み替えでございます。

4目、労働費補助金、増額でございますが、緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金、これは観光費の方で先程事業を触れました、その分の10分の10の受け入れでございます。

5目、農林水産業費県補助金、園芸ビジョン21対策事業補助金は、先程触れましたアスパラ部会の川棚班への補助の2分の1の受け入れでございます。

10、農村災害対策整備事業費補助金1,320万円、これにつきましては当初に事業を組みまして、歳入も計上すべきものが計上漏れとなっておることが判明したことによる増額補正となっておるところでございます。

15款1項2目、利子及び配当金、減債基金利子60万8千円、これにつきましては、当初予算の折、歳入歳出のバランスが取れていない分が19万7千円ありまして、今回補正の必要額41万1千円を加えまして60万8千円の増額補正となっておるところでございます。

次の役場庁舎建設基金利子は、先程、歳出の方で申し上げましたものの受け入れ分でございます。

19款4項5目、雑入でございます。23、コミュニティ助成金につきましては、交付決定がありまして、慈光園のあすなろ太鼓の事業にかかる補助に当たるもので、受け入れの増額補正でございます。

次のスポーツ振興くじ助成金につきましては、812万円の内示を受けまして、この度、事業実施になるという段階での歳入の受け入れ補正でございます。

以上が、平成24年度川棚町一般会計補正予算第1回の補正内容でございます。以上でございます。よろしくご審議の上ご決定いただきますよう、お願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

4 番 堀 田 22ページのですね、12節、食の観光推進プロジェクト事業ですけれども、前回、くじら、ビーフでイベントがなされたと思うんですけど、今回、西海、佐世保フェアみたいな格好でされると思うんですけど、これ川棚町でも去年、のぼりは立ってたと思うんですけど、あまり聞かなかったわけですけど、前回の話を聞いてみますと、イベント的には東彼杵町の産業祭りあたりでイベントをされたのでそちらの方でいったという話を聞いたと思うんですけど、ほとんどこれは人件費あるいは負担金に当たるわけですかね。このイベント的なことは町としては考えていないわけですよ。そのへんをお願いしたいと思います。

産業振興課長 お答えします。この事業については、昨年、くじらとビーフということで実施をしております。くじらについてはですね、彼杵を中心としてしております。ビーフについては、佐世保市等を中心とした、まあうちも入っているんですが、50店舗ぐらいの飲食店で、ビーフにかかる商品を出すということで50店舗やっけていまして、川棚町で約6店舗が参加をされています。イベント、この雇用創出事業で財源確保をして、計画を出して、承認を得ているわけですが、イベントを独自でうちがするというものではありません。ただ、協議会、先程、新しいというか、佐世保市とか北松、東彼二町合わさった協議会を設置して、今年もビーフとくじらを中心とした食のイベントをと考えております。その中でですね、負担金として当然やるわけですけど、その中身についてはですね、各イベント等、協賛店の実施する食のメニューとかですね、そういったやつを店舗と一緒にしたパンフレットとかを作っておりますので、そういったものですね作成とか、あとメディアとかにもですね発信するという

ことで、それにかかる費用を今回、ここで計上しているということです。

今回、新たにですね10月の終わりに全国和牛能力共進会というのが開催されます。長崎県に約37万人の方が来県されるということで、それがハウステンボスがメイン会場になっていますので、それを好期ということで、佐世保、川棚も合わせて、取り入れて何かイベントというか、集客ができないかということで、そういった情報発信をすることも考えております。以上です。

14番久保田 三点ほどお尋ねします。まず最初はですね、17ページの障害者福祉費、金額は小さいんですけども13万9千円、知的障害者の方達のために、子ども達のために相談員の活動費となっています。どのような活動を金額が少なく、この範囲でどのような活動をされるのかということとですね、もう一つは21ページ。

漁港管理費のところ、惣津地区緑地帯の広場のトイレの音の迷惑というか、それでこれがかかるといふことを言われたと思いますけれども、あれは造って間もないので予算からじゃなくて、手直しみたいなことで業者さんにやれないものなのかというのを一つとですね。27ページ。

体育館管理費のところ、委託費が賃金で雇うようになっておりますが、これはどのような公募をされるのかですね、三つについてお尋ねします。

教育次長 それでは私の方から、体育館の管理人の件についてですけども、今年度からですね、臨時的任用職員の勤務条件及び給与に関する規則が定められましてですね、その内容の中で、今まで委託料で契約していた、体育館の管理人ですね、これの見直しがありまして、非常勤、臨時職員として、雇用で賃金で支出した方が適当ではないかという判断になりまして、この委託料を賃金に切り替えたという経緯でございます。以上です。

住民福祉課長 相談員の業務について、どういふことをするのかというご質問でございますが、相談員の設置要綱を定めようとしております。その中に、相談員の業務は次のような業務を行うというふうに定めをする予定でございます。

障害者の地域活動を支援し、その活動の推進を図ること。障害者の更生援助に関する相談に応じ、必要な指導を行うこと。障害者の更生援護につき、関係機関の業務に協力すること。障害者に対する町民の意識と理解を深めるため、関係団体等との連携を図り、啓発活動に努めることというふうに定めるものでございます。以上でございます。

産業振興課長 漁港のトイレの音の問題ですけれども、確かに平成24年、今年の3月にできあがって間もないわけですけど、設置以降から約70デシベルという、24時間ずっと音が出るという状況で、夜間が非常にうるさいというか、騒音があるということで、原因等を検討したわけですが、工事の施工についてですね、その原因となる瑕疵が認められません。元々、設計というか、造った時点での設計の問題もあったのかなと思いますが、そういうことで手直しということでは、業者の方もですね、対応はできないということで、瑕疵がないということで、新たに対処をして、今回、補正を上げるということで工事をし直すということになります。以上です。

14番久保田 24年度にできたばかりで、業者が瑕疵を認めないということ飲まれるんですか。

産業振興課長 設計どおりの施行は業者はされているわけですよ。その中で音が発生したということで、今回、手直しではなくて、新たに防音壁を付けるということでの工事という、新たに追加するということになりますので、元々、一番最初に計画していた事業、その設計どおりにして、施行が不具合とか瑕疵があって音が出るという問題ではありませんので、今回、追加ということで計上しています。

14番久保田 この惣津のトイレが初めてじゃないわけですよ。よその公園にも今までトイレをこういうふうに造ってきて、こういう問題が今までは起きていないわけでしょ。どうしてここだけがこういうふうになるのに、設計上のミスじゃないって、設計で音が出るか出ないかというのは、騒音が出るか出ないかは設計上で分かるものですか。造っていく時にそういうふうな不備が発生するものじゃないんですか。私も良くは分からないんですけど、他の公園で、そういうふうなことを聞いた覚えがないと思っておりますが。

産業振興課長 今までの公園等も、うちが設置しているトイレなんですけど、民家に近い、今の惣津は、すぐ民家があります。同じような設計でやられていると思います。この設計については、設計業者をお願いして設計をしておったわけなんです、そこらへんの計算はきちんとされているのかなと思いますが、今回、民家がすぐ近くにあるということが一番大きな原因かなと思います。夜中もですね、約70デシベルの音がずっと聞こえているという状況ですので、確かに騒音として、夜中寝ているときに感じるのかなということで考えております。

音が出るというのはですね、たぶん構造上、そこに機械室があるんですけど、機械室の大きさとか、そういったところで中で反響して大きくなっているのかなということも原因として考えられますので、今回、その部屋を全部防音壁で新たに追加工事をするということで、工事費を計上しております。以上です。

8 番 波 戸 予算書の14ページ、15ページ。総務費の9目、諸費の中で、40万円を裁判費用という説明でしたけれども、この裁判費用を公費から出す、支出する理由と言いましょうか、根拠をお願いします。

総 務 課 長 お答え致します。説明の中で、企画財政課長が言ったと思いますけれども、今回の訴訟については、川棚町が被告ということになっております。そういったことで川棚町が被告ですので、それを争うということで、町の公費を使うということでございます。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから議案第27号「平成24年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第27号「平成24年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

議 長 次に、日程第9、議案第28号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例について」から、日程第12、議案第31号「川棚町霊園条例の一部を改正する条例について」までを、会議規則第37条の規定により、一括議題と致します。それでは、議案第28号から、順次、提案理由の説明を求めます。

議 長 口述書の表現で、順次と申し上げました。一括議題でありますので、一括して提案をしてください。

町 長 議案第28号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例について」、議案第29号「川棚町印鑑条例の一部を改正する条例について」及び議案第30号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、ならびに議案第31号「川棚町霊園条例の一部を改正する条例について」の4議案について、提案理由が同一でありますので、一括してご提案申し上げ説明を致します。

今回、改正しようとする4条例の提案理由であります。我が国に入国、在住する外国人が年々増加していること等から、外国人の住民に対しても、日本人と同様に市町村が行政サービスを提供するうえで、基盤となる制度の必要性が高まってきたところであります。このことから外国人登録法を廃止し、外国人の住民の方も、日本人と同じ住民基本台帳法の適用対象とする法律の改正が、平成21年7月15日に公布され本年7月9日に施行となることとなったため、関係する条例について改正を行うものであります。この住民基本台帳法の改正によりまして、3ヶ月を超えて在住する外国人の方の住民票ができますので、日本人と構成される外国人の方についても、世帯全員の住民票がとれることとなりますし、転入、転出などの届け出も日本人と同様となります。また、在留期間の変更等を市町村へ届け出る必要がなくなり、外国人の方の負担の軽減となるものです。以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

補足説明について、各所管の課長からこの後行いますので、ご審議の上ご決定くださるよう、よろしくお願い致します。

総務課長 議案第28号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例について」補足説明をさせていただきます。新旧対照表で説明をさせていただきます。一番最後のページをご覧ください。左側が改正後で、右側が改正前でございます。

先程、町長が提案理由で申し上げましたとおり、外国人登録法というのが廃止をされます。そういったことで、改正前の第2条、課室の分掌する事務のところですけども、第2条第6号のイ、これは住民福祉課所管の事務分掌でございます。外国人登録に関すること、これを削除するものでございます。二枚目を開いてもらいたいと思います。附則でございます。

この条例は平成24年7月9日から施行するということに致しております。

ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願ひ致します。

住民福祉課長 議案第29号「川棚町印鑑条例の一部を改正する条例について」改正の内容について説明致します。新旧対照表で説明を致しますので、本文の次のページになります。

第2条第1項でございますが、外国人登録法が廃止になりますので、第2条を削除し、削除した結果、この項には1号しか存在しないことになりますので、第1号を削除し、この事項を第2条第1項本文に改めようとするものでございます。また、印鑑の登録個数を一人一個としておりますが、これを削除しておりますが、この条文では登録の資格を定めることとしておりますので、後段の第7条に移行して定めることと致しております。

次に第4条第2項第1号では、外国人登録証明書を削除するものでございます。第6条第1項第3号及び第7号では、印鑑登録原票に掲載する項目に、これまで外国人登録の際に記載されておりました事項が追加されることとなりますので、改正を行うものでございます。

第7条第1項では、先程説明を致しました印鑑の登録個数を、ここに示しております。同条第1号及び第2号では、外国人登録の際、通称等を使用することが可能となりますので、その項目を括弧書きで追加し、表しという、ひらがなで書いてある文を漢字にあらため、同条第2項では、カタカナ表記等についても登録可能というふうになりますので、その項目を追加するものでございます。

第11条では、外国人登録原票を削り、第13条では印鑑登録の抹消について定めていますが、第5号では外国人の通称等に関する事項を挿入し、第6号では、外国人が中長期在住者及び特別永住者でなくなった時のことと、印鑑登録の抹消すべき事由が生じたことを知った時のことを示し、新たに追加するものでございます。

第14条第1項第1号及び第5号では、印鑑登録の証明であります。印鑑証明書に掲載する事項を表したもので、改正内容は第6条第1項第3号及び第7号の改正内容と同様であります。

次に、改正条文に戻っていただきまして、施行期日でございますが、法改正の施行期日と同様、平成24年7月9日とするものでございます。

以上、説明と致しますが、ご審議の上ご決定下さいますよう、よろしくお願ひ

い致します。

住民福祉課長 議案第30号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、改正の内容について説明致します。新旧対照表で説明致しますので、改正条例の次のページをお開き願います。

第3条でございますが、支給対象者の条文でございます。外国人登録法が廃止になりますので、本町の外国人登録原票に登録されているものを削除し、括弧内の前条第10項第1号を前条第12号第1号に改めておりますのは、平成20年、条例第8号においての改正時に、改正誤りがあったことが判明致しましたので、今回、改正しようとするものでございます。

次に、改正条文に戻っていただき、施行期日でございますが、法改正の施行期日と同様、平成24年7月9日とするものでございます。

以上で、説明致しましたが、ご審議の上ご決定下さいますよう、よろしくお願い致します。

住民福祉課長 議案第31号「川棚町霊園条例の一部を改正する条例について」、改正の内容について説明を致します。新旧対照表で説明致しますので、改正条文の次のページをお開き願います。

第6条、使用者の資格でございますが、外国人登録法が廃止となりますので、これまでの外国人登録票に関する事項を削除するものでございます。

次に、改正条文に戻っていただきまして、施行期日でございますが、法改正の施行期日と同様、平成24年7月9日とするものでございます。

以上、説明を致しましたが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一件ごとに討論、採決を行います。

議 長 まず日程第9、議案第28号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例」に対する討論、採決を行います。

本案に対し、討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。

これから議案第28号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第28号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

議 _____ **長** 次に、日程第10、議案第29号「川棚町印鑑条例の一部を改正する条例について」に対する、討論、採決を行います。

本案に対し、討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから議案第29号「川棚町印鑑条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第29号「川棚町印鑑条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

議 _____ **長** 次に、日程第11、議案第30号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論、採決を行います。

本案に対し、討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから議案第30号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第30号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

議 長 次に、日程第12、議案第31号「川棚町霊園条例の一部を改正する条例について」に対する討論、採決を行います。
本案に対し、討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから議案第31号「川棚町霊園条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第31号「川棚町霊園条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

議 長 ここで、しばらく休憩致します。

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、日程第13、議案第32号「川棚町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第32号「川棚町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、民法の改正によるものでありまして、これまで未成年後見人に選任できるものは、個人に限定されておりましたが、平成23年6月3日の改正によりまして、法人を未成年後見人に選任できるとされ、本年4月1日に施行されたところであります。この民法の改正によりまして、川棚町個人情報保護条例の一部を改正する必要性が生じたため、改正についてご提案申し上げるものであります。詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い致します。

総務課長 それでは議案第32号「川棚町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」補足説明をさせていただきます。私の方からは改正条文について説明をさせていただきます。新旧対照表3枚目をお開き願いたいと思います。

第15条、これは開示請求の手続きでございまして、その下の第28条、訂正請求の手続き、それからその下に第35条、利用停止請求の手続きがございまして。それぞれ条文の第1号に手続きの請求者が法人である場合について、(法定代理人が法人である場合においては、その称号または名称及び住所、ならびにその代表者の氏名という)を条文を追加したものでございます。

次に、施行日でございます。二枚目を見て頂きたいと思います。附則にありますように、この条例は公布の日から施行すると致しております。

以上で、説明を終わらせて頂きますが、ご審議の上ご決定下さるよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから議案第 3 2 号「川棚町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第 3 2 号「川棚町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

議 _____ **長** 次に、日程第 1 4、議案第 3 3 号「財産の取得について（消防ポンプ自動車）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 _____ **長** 議案第 3 3 号「財産の取得について（消防ポンプ自動車）」について、提案の理由を申し上げます。

今回、取得しようとする消防ポンプ自動車は、川棚町消防団第 4 分団に配属するためのもので、第 4 分団の管轄区域は、平島 1 丁目から 4 丁目までと、新町地区となっているところであります。現在、第 4 分団に配置しております消防ポンプ自動車は、平成 4 年 1 1 月に取得したもので、取得から 2 0 年目となることから、経年劣化や管轄区域が海岸地区であることと等から、自動車本体の腐食が進んでいるところであります。そこで、現在の消防ポンプ自動車では故障が相次ぐなど、緊急の際に対応出来ない状況になることが予想され、買い換えが必要であるとの判断から、消防ポンプ自動車の取得について議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、消防ポンプ自動車 C D - 1 型の購入です。契約の方法は、随意契約であります。契約金額は 1, 2 2 7 万 4, 5 0 0 円で、契約の相手方は長崎県大村市平町 1 9 3 3 番地、株式会社ナカムラ消防化学、代表取締役中村眞

輔で、6月4日に仮契約を締結致しております。詳しくは総務課長から説明をさせますので、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い致します。

総務課長 それでは議案第33号「財産の取得について」補足説明をさせていただきます。2枚目をお開き願いたいと思います。

消防ポンプ自動車CD-1の見積仕様書でございます。この内容は、昨年取得をした第5分団の仕様と同様のものがございます。次のページを見て頂きたいと思います。

これは別表で取付品でございます。この中で昨年の5分団の仕様とちょっと変わったところだけをお知らせを致します。番号の上の14、訓練旗立装置ですけれども、これは5分団に実際付いては来ました。もう一つ、これに消防ポンプ車ですね、見取り図を書くんですけども、その中に入れておまして、今回、これを新たに取付品として明記をしたということです。

それからその下の、別表の付属品、8番のスタンドパイプですけれども、これは、5分団は前は町にあったものを設置を致しております。それから分岐管、これも町にあったものを設置を致しました。

10番のとび口、これについては5分団ではサービス品として提供されました。18番、剣先スコップ、これについてもそのまま付属品として付いてきました。これらがちょっと変わっておりますけれども、これについてはやはり部品として付けておくべきだろうということでしたものがございます。他は変わりございません。

次のページを見て頂きたいと思います。これが見積結果一覧でございます。4社から見積もりをとっております。一番上の株式会社ナカムラ消防化学、それから株式会社つくも、ヤナセ産業株式会社、株式会社ユタカ防災サービス、これも昨年の5分団の見積もり業者と同じでございます。見積額にありますように、1,169万円、これに消費税をかけますけれども、ここが最低であったということで、株式会社ナカムラ消防化学に決定をするものがございます。

以上で説明を終わらせて頂きますが、ご審議の上ご決定くださるよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

13番森田 前回、5分団の時と同様の趣旨の質疑です。当時、総務課長とだ
いぶ議論した記憶があるんですが、私はこの消防車のね、オートマチック車、

A T車というんですけれども、これにこだわりがあるんですよね。今でもこだわっております。なぜかと言いますとですね、コストがかなり高いんですね。いわゆるミッション車に比べて、かなりコストがかかると同時にオートマチック車はですね、燃料が通常ミッション車に比べて15%から20%高くなるんです。これはみなさんもお存知だと、一般常識です。イギリスではA T車よりもミッション車に移行している時代でもあるんです。私は5分団の導入の時に、佐世保市消防局まで出向いてですね、佐世保市消防局管内の消防署の実態を調べました。私の記憶で間違いないと思うんですが、当時、佐世保市消防局管内には消防車が157台いるというふうに聞いたと思うんですが、全てミッション車でした。総務課長と議論したときにも、そういうふうに申し上げました。今回ですね、そのような背景でね、四輪駆動とか書いてありますが、四輪駆動だろうと二輪駆動だろうとパワーは同じです。さらにね、この前の議論から付け加えますと、川棚町にはそんな急傾斜地はないんですかね、消防車が出向く急傾斜地がもしあればですね、10人の消防団員が乗って、これは水を乗せているんですかね、よく分からないんですが、水を乗せているかどうか分かりませんが、そういうところに行ったらね動かなくなりますよ。実験してみたらいいんじゃないかと思えます。その他のことについてはね、前回と同じ議論ですから、あまりくどく言う必要もなかろうと思えますけど、やはりこれからのことであるし、またね、問題が起こったときに、なんやというようなことがあっちゃいけませんので、一応、そういうところで反対意見を込めてね、質問を致します。総務課長と議論しましたので、よろしくお願ひします。

総務課長 オートマ車は、それだけ価格が高くなるんじゃないかというようなことです。あと、燃費も悪いというふうなことでございますが、森田議員が言われたように、昨年5分団の消防ポンプ車の導入のときも、そういったご意見があったのは存じております。ただやはり消防団員がですね、オートマ車しか持たない消防団員も増えてきております。そういった緊急の時に、誰が運転するか分からないという時に、全てオートマチック車じゃない、マニュアル車の免許を取れというのと、それだけの負担になりますので、そこまで町として言えるものかというのがあります。それともう一点はですね、やはりそういったことで団員からオートマチック車の購入の要望が強くあります。本町のポンプ車は、いわゆる放水用の水は乗せておりません。そういったことで特に急傾

斜等もですね、ポンプ車ですから、道の広い、幅が広いところに行くポンプ車でございますので、そういった急な所を登るというのは、ほとんどないと思いますし、今の車でありますと、それだけ登る力はあるというふうに考えております。そういうふうなことで、消防団員からも強い要望がございますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

1 2 番田口 4社の見積もり合わせで随意契約ということですが、こういうものを発注するときに、いくら以上は競争入札とか、いろんな基準があるんじゃないかと思っておりますので、そういった基準に照らし合わせて、この件はどうだったのでしょうかというのをお聞き致します。

総務課長 お答え致します。今回、随意契約をした理由でございますが、特殊車両でございます。これを町の方で設計してというのは、まず無理でございます。それと、この車両については、制作しているところがほぼ決まっております。それ以外の会社等がこういったものを作るというのは、まず無理でございますので、長崎県にある、この4社から随意契約をとろうということにしたものでございます。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し、討論はありませんか。

1 3 番森田 時代の即応かなと思います。もあるんです。前回、課長との議論の中でですね、オートマ車しか免許持たないのが多いということをおっしゃって、片腹痛い思いはするんです。確かにそういう時代かなと、時代、時代なんですね。しかし、それだけですね、オートマチックの免許と一般の免許は、免許のレベルが違う、これも課長ご存知だと思うんです。そういうことにあんまりこだわる必要はないと思うんですが、先程言いましたようにですね、コストの面、だいたいミッションだけの構造でですね60万円か70万円かの差があるんですよ。しかしそれに留まらないんですね、車両価格というのは。それと、トルクの面ですね、いわゆる急坂を登りきらん状態が出てきます。それとか燃費、消防車は何百キロも走るわけじゃないから、そんなコストはかからんばいと言われてみればそうでしょうけれども、やはりそれぞれの前回及び今回申し上げるような事情でですね、もう一回再考していただければというふうに思うことで、本議案には反対します。以上です。

議 **長** 次に、賛成者の意見を許します。

1 5 番 山 口 消防ポンプ車のオートマの導入でございますが、現在、消防団員を確保するのも大変難しい時代になっております。おそらく川棚町の消防団定数からいけば何名かの欠員があると、そのように認識を致しております。そういった中で、若い世代の方が消防団に入ってきたときに、ほとんどがオートマの車を運転しておられる。その中でマニュアルを入れるということは、体験、消防団に入ったときにですね、逆に苦痛を与える可能性もあると。そして消防車が出動する場合には、緊急を要するときである。そういったことを考えればですね、やはり、より操作が簡便なというんですか、操作性の高いですね、そういうふうな機器を導入して、消防団の運転その他の負担を軽減してやるということは大変必要であろうと、そういう観点から原案に賛成致します。

議 **長** これで討論を終わります。これから議案第 3 3 号「財産の取得について（消防ポンプ自動車）」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議 **長** 起立多数です。したがって議案第 3 3 号「財産の取得について（消防ポンプ自動車）」は、原案のとおり可決されました。

議 **長** 次に、日程第 1 5、陳情第 1 号「〈協同労働の協同組合法〉の速やかな制定を求める意見書」採択を求める陳情を議題とします。

陳情第 1 号「〈協同労働の協同組合法〉の速やかな制定を求める意見書」採択を求める陳情は、会議規則第 9 2 条第 1 項の規定により、総務厚生委員会に付託しますので、審査の上ご報告願います。

議 **長** 次に、日程第 1 6、陳情第 3 号「拉致問題の早期解決を求める意見書採択の陳情書」を議題とします。

陳情第 3 号「拉致問題の早期解決を求める意見書採択の陳情書」は、会議規則第 9 2 条第 1 項の規定により、総務厚生委員会に付託しますので、審査の上

ご報告願います。

議 _____ **長** これで本日の日程は全部終了致しました。

本日はこれで散会致します。お疲れ様でした。